

平成20年2月伊賀南部環境衛生組合議会第155回定例会会議録

平成20年2月21日（木曜日）

議 事 日 程

平成20年2月21日（木曜日）午後2時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第1号 平成20年度伊賀南部環境衛生組合一般会計予算について

第5 議案第2号 平成19年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）
について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員

梶田 淑子	坂井 悟	中岡 久徳	橋本マサ子	福田 博行
藤島 幸子	宮崎 由隆	桃井 隆子	山下 松一	吉住美智子

説明のため出席した者

管理者	亀井 利克	副管理者	今岡 睦之
副管理者	伊藤 経人	収入役	森岡 繁一
事務局長	山崎 幸雄	廃棄物処理担当監	柳嶋 正範
総務担当参事	前田 國男	総務担当参事	城山 廣三
総務室長	濱田 謙治	業務室長	名和 健治
清掃工場建設室長	夏秋 佳生		

事務局職員出席者

書記長	中野 栄蔵	書記次長	高嶋 和子
書記	小島 敏孝	書記	岩本 靖之

午後 2 時30分開議

(福田博行議長席に着く)

議長 (福田博行) ただいまから平成20年 2 月伊賀南部環境衛生組合議会第155回定例会
を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長 (福田博行) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、吉住美智子議員、桃井隆子議員を
指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長 (福田博行) 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本組會議会定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思ひます。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (福田博行) ご異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日と決しました。

日程第 3 諸般の報告

議長 (福田博行) 日程第 3、諸般の報告をいたします。

監査委員から平成19年12月及び平成20年 1 月に執行した例月出納検査結果の報告を受
けました。報告書は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 4 議案第 1 号 平成 2 0 年度伊賀南部環境衛生組合一般会計予算について

議長 (福田博行) 日程第 4、議案第 1 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

(管理者亀井利克登壇)

管理者 (亀井利克) ただいま上程されました議案第 1 号、平成20年度伊賀南部環境衛生
組合一般会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

予算案の概要を申し上げる前に、廃棄物行政を取り巻く近年の情勢につきまして、その概要を申し上げ、ご理解いただきたいと存じます。

20世紀において、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済構造や生活様式が主流となった結果、資源の枯渇や廃棄物の増大、地球温暖化など、さまざまな環境問題を引き起こしてきました。これらの環境問題を解決するためには、資源の消費が抑制され、将来にわたり持続的発展が可能な循環型社会を形成することが必要となっております。このようなことから、今後私たちは自然の恵みに生かされているという心を持ち、物をむだにしない、使い切るなど、すべてのものを大切にする「もったいない」の精神を再認識し、日常生活や事業活動の中で実践していくことが望まれます。

このような状況の中で、当組合におきましても、従来から市民の皆様方にご協力をいただきながらごみの減量化を推進してきたところですが、さらなるごみの減量化を図るため、4月から名張市区域におきまして現在試行しております容器包装プラスチックの分別回収を本格実施させていただくと同時に、有料指定ごみ袋によります収集を始めさせていただきます。

今後とも廃棄物の適正な処理に向け、関係の皆様方のご協力を得ながら事業を展開してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましても引き続きご理解、ご協力、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、平成20年度伊賀南部環境衛生組合一般会計予算につきまして、その概要を説明申し上げ、ご審議を賜りたいと存じます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

議会費は、報酬を初め経常的な経費34万円でございます。

総務費の一般管理費は、人件費及び事務的経費等を合わせまして2億2,969万7,000円を計上いたしております。

次に、環境衛生費であります。収塵車管理費は、人件費のほか、ごみ収集業務や指定ごみ袋に係る経費など、合わせまして5億2,125万6,000円を計上いたしております。ごみ焼却場費は、人件費のほか、現工場と新工場の施設管理経費などで4億1,732万5,000円でございます。最終処分場費は、人件費や容器包装プラスチック圧縮梱包委託料などで1億1,333万6,000円でございます。し尿処理場費は、浄化センターの運転管理業務委託料等の施設管理経費で2億166万6,000円でございます。清掃工場建設費は、人件費、施設本体工事費及び施工監理業務等の委託料、その他事務的経費で24億7,295万

3,000円を計上し、平成20年度の竣工に向けて適切な施工監理のもと建設を進めてまいります。

以上、環境衛生費の総額は37億2,653万6,000円でございます。

次に、公債費は、元利償還金などで4億4,482万7,000円でございます。予備費は、不測の支出に備え、500万円を計上しております。

続きまして、これらの財源となります歳入でございますが、名張市及び伊賀市にそれぞれご負担いただいております分担金は、名張市から16億3,245万4,000円、伊賀市から4億8,155万6,000円、合わせまして21億1,401万円をお願いいたしております。

次に、廃棄物処理手数料は、指定ごみ袋による処理手数料などで2億5,580万4,000円、国庫支出金は6億9,855万3,000円、県補助金は1,961万8,000円、基金繰入金は2,000万円を計上いたしております。組合債は、清掃施設整備事業債12億6,590万円を予定いたしております。

また、その他の収入としましては、財産収入、繰越金、諸収入を合わせまして3,251万5,000円を計上いたしております。

以上が、平成20年度伊賀南部環境衛生組合一般会計予算の概要でございます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明といたします。

議長（福田博行） これより質疑を行います。本日の質疑は、会議規則第43条の規定により、質問回数は3回までとなっておりますので、その点よろしく願いをしておきます。梶田淑子議員。

議員（梶田淑子） 数点質問させていただきます。

まず、先ほども全協で出ました630万円のこの中継所。これにつきましては、もう皆さんご承知のように名張市民からの要望でございます。そして、市長も奥鹿野にこの清掃工場をするときには中継所をつくるということを約束なさいました。そして、名張市議会においては、何度かこういうことを、どのようなものができるのかっていう質問も出ました。ですから、この伊賀南部組合議会におきましては、ただ私たちの意見の中で住民の要望を言わせていただいて、どうなるのかっていう質問は出ました。しかし、きょう言われましたように、この伊賀南部組合議会事業の中でどういう形でしていくかというこの議論は当然なかったわけです。そして、名張市におきましても、この12月議会におきましてもこの中継所のこの質問に対して、市長はパッカー車を置いておく

というふうな答弁をなさっておりました。その中で、中継所は住民の説明会ではきちっと中継所をつくりますということですから、そんな中継所はパッカー車というもんですかと私は言わせていただいたんです。パッカー車じゃないでしょって、どういう形できちっとした中継所ができるんですかと。そういう議論があった中で、まだ名張市議会の方へもどういようなものを考えているとも、そんな報告もない中で、きょういきなり中継所の設置、その工事費として630万円、これが出てきたんですね。ですから、この内容をきちっと説明してください。

それから、先ほどの分担金のことを報告していただきましたね。これ大体、名張市の分担金は16億3,245万4,000円、そして伊賀市さんの分担金4億8,155万6,000円、この分担金を合わせてごみの処理をしていく中で、名張市は容器包装プラスチックの分別をこれから始めると。そういう試行もしてきた中で、まだ住民はすべてを納得はしておりませんが、しかし行政サイドで始めていくという手だてをしております。そして、ここに予算計上をされてきました。その容リプラに関しての分別をすることで、一応2,224万1,000円という委託料で手選別とかいろんな分別基準の適合とか、プラスチック製の容器包装の処理委託料、また圧縮梱包の委託料というものが出ております。しかし、これにはまだ収塵車の管理の方の予算の、ごみとしての可燃、不燃、資源の収集業務委託料、この中にもこの容器包装のプラスチックの分別の費用、そのためのパッカー車の代金も入ってると思うんですね。そういうのも含めると、かなり大きな金額がここに出てくるわけなんですね。それでしたら、伊賀市さんの青山地域の方はこの分別をやらないと、そしてそれもするとしても22年度。しかし、伊賀市の議会でも22年度からはするとしても、やはり住民の納得がいかない限りはしていかないという方針を出されております。その中で、じゃあ名張市の分別のためだけにこういった支出をしていくわけですから、この辺のところをどのように考えておられるのか。伊賀市の青山地域の方は分別しないんですよね。でも、出された分担金の中からそれを使っていくということになるわけです。その辺はどうお考えになっているのか、それをお聞かせください。

それから、清掃工場の今現実に、きょう予算の中で出来高で出てまいりました23億8,677万1,000円、これで当初よりも減額7億円ということは工事自体がおくれてるというあかしなんですね。しかし、きょう全協の説明の中では、申請をしていくことが、やり直しとかがあったので2カ月おかれてるというふうなことをおっしゃいました。しかし、じゃあ7月1日から稼働させなければならない新清掃工場のそういったことについて

てはどうなのかと。ある程度のおくれをきちっと、もうわかってるはずだからと思いますが、それも施工業者と協議がととのってからしか見えないと。でも、それでは本当に、これ先ほどの全協の質問の中でも、まず青蓮寺のあそこの清掃工場の、6月いっぱい作動をとめていかなければならない中で、このおくれによっては非常にいろんな問題点が出てくるわけなんですよね。ですから、その辺をもう少しきっちりと説明してください。そんな本当に、まだわからんとか若干とか、協議がととのってからって、そんなことで私たち議員にこの予算書を上げてきてすっと通っていくのでしょうか。その辺を、きょうもこういった図面も平面図、初めてですね、こういうちゃんとした図面を出されたのはね。でも、こういう図面をいただきましたが、こういうのってやっぱり現場も見せていただいて、例えば病院なり斎場の建設のときは中間で私たちはきちっと現場の視察を入れていただきました。ですから、そういうものも現地できちっと説明を聞いて、私たちにも理解させてください。

だから、これ言っていたいただいても本当に全くわけがわかりません。ですから、そういう点もありますが、今先ほどお聞きした3点についてはきちっとお答えください。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） 3点いただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、中継所の630万円余の内容でございますが、これにつきましては今現在、これまでもご報告してますとおり、ある地区と中継所設置に向けての交渉を行っておるところでございます。その地区でお願いできるのであれば630万円、つまりこの金額で中継所ができると、こういうことで見込みの数字で出させてもらっているところでございます。

それから、容器包装プラスチックの分別化、伊賀市がしないのではないかと、だから分担金にどう反映さすかという話でございますが、先ほど議員が言われましたように、収集業務につきましてはこれは以前から不燃ごみを月今3回してましたけど、月4回ということで市民の皆さん方の要望がございまして、そのとおり4回をさせていただくと、そのうち3回を容器包装プラスチックに充てさせていただくと、こういうことでございまして、伊賀市につきましては燃やさないごみを月4回、同様に回らせていただこうと。こういうことでございまして、その容りにかかわる分担金につきましては、その分担割合につきましては前年度実績をもってすると、これは規約に書かれてございます

のでその時点において清算をさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、工事のおくれの件でございますが、全協でも申しましたとおり、2カ月というのはその建築確認の件でございますが、それ以後進められるべきものは進められるように、今現在協議をいたしておるところでございます。もちろんおくれについては、その7月1日からのごみ処理をどうするのか、この辺も含めて協議をさせていただいているところでございますので、いましばらくお待ちいただきたいと存じます。わかり次第きちんと議会の方に説明をさせていただきたいと考えております。

それから、現場の視察については時期を見て、またご案内を申し上げたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（福田博行） 梶田淑子議員。

議員（梶田淑子） 先ほど、この中継所の工事っていうことで、その置く、中継所をつくるところに今交渉中と、だから見込みでこれ630万円上げるって。それ置く場所はともあれ、私が聞いているのはこの630万円、工事費で上げてきてる中身なんですね。地域がどこになろうとも、この工事費は要るわけなんですね。これする気で予算上げてるんやったら、どんな内容のことを、中継所として置くのか。工事費ってどんなことなのか、その辺をはっきりとお答えください。

それから、容リプラの分別についてのあれは、試算をちゃんとやってみて、実績で計算して、伊賀市さんの方も分担金を少しでも減らしてこようかなあというふうなお考えであるかもわかりませんね。しかし、じゃあ反対に伊賀市さんは、もし住民の納得が得られて22年度から実施するとしても、この今から始まる2年間っていうものを、伊賀市さんの出してくる燃やさないごみ、これ有料じゃないんですね。名張市は、燃やさない、燃えないごみも有料なんですよ。そうすると、これ有料じゃなくって、持って行って、そしてその焼却の部分に入れるわけじゃないですか。でも、それを燃料、灯油を使って燃やして処理していくという費用、それはそれだけのものが要るわけじゃないですか、それ燃やすのにね。そうなんですよ、それ違うんですか。だったら、燃やさないで、いやそれは行政の方で分別でもして、容リプラの方にもっていくっていうんやったら、これはまた話がおかしくなってくると思うんですね。ですから、その辺のところをもう少し明快に、わかるように。伊賀市から集めた容リプラの燃えないごみ、燃やさない

いごみのそれについてはどのようになさるんですか。それを燃やすとなれば焼却の費用が伴うこととなります。燃やさないとなれば分別の方の費用を使っていくというわけでしょ。その辺どちらなのか、はっきりとこれお答えください。

ですから、こういったものを進めていく中で、先日も名張市の区長会との話の中で、はっきりと名張市議会はそういった基本計画、ごみの処理については議決はいたしておりません。ですから、そんな中からいろんな方からやっぱり疑問点が出てきております。ある報道の方へも投書も入って聞かれてるそうですね。これ議決もしてないんやって、名張市ではね。じゃあ伊賀市も議会で決めた、決めたって。その伊賀市の計画の中では、伊賀市の市長さんは、住民が納得してからしかしない。まして、時期もまだ定かでない、有料にしても分別にしてもね。それじゃあ、名張市だけは条例で決めた、決めた、決めたからって、何で押し切るんやと。その辺のところを非常に疑問に思うと。この疑問にどうお答えしたらいいのか、その点ははっきりと管理者、お答えください。

それからもう一点は、こういった話が出てきてる中で、ある場所で執行部にも質問はあったと思います。有料袋は、ごみの減量のためにごみを有料にすることで、できるだけ無料になるこういった容リプラかなんかを無料になっている方へ出そうと。だから、こうすることでお金を払うのは困るっていう市民は、それでもって減量になっていくんですよという説明の中でずっと来たわけですね。しかし、市民サイドからしたら、資源ごみをきちっと分別して出してるのは、本当にたくさんの方たちがそれをやってくれます。そんな中で、じゃあこれ、こういう押し切り方をして持ってきて、住民の人がそんなごみの減量のためやったら、私らはそれはそれなりに資源ごみできっちりとやっていくし、分別もしていくから、そんな普通の袋に入れて、ごみ袋買わんと出しといたらどうなるんやっていうことを言われます。ですから、私、その辺のところを説明してくださいね。

この分担金の、16億円の分担金というのは市民の税金から集めて、ごみのそういう処理に使ってるわけですよ。税金を払っていただいている市民サイドからそういった声が起これば、税金もらってるのにそれもうごみはあんたら勝手にしなさいっていうわけにはいかないやろうと私は思うんですね。ですから、その辺のところをどうお考えなのかということも聞かせてください。

それから、伊賀市の特に青山の地域の中では、名張市がこういったごみの有料を本当にされだしたら不法投棄は完全にふえますよと、それをどう考えてるんやと。伊賀市の

中へ持って行ってほったたらええやんとか、やっぱりそういうことを言うてますよ。伊賀市のごみ袋をかうて入れといて、伊賀市まで持って行ってほったたらええやないかって、これ現実なんですよ、いろんな方の話の中でね。そういうことが起こってくるこの問題点、それをどう対応するのか、その辺のところをお答えください。

議長（福田博行） 管理者。

管理者（亀井利克） 私の方から、分別の関係についてお答え申し上げたいと存じますが、これはごみゼロ社会をつくっていくというそういうアクションプログラムの中で、徹底した分別をこれから行っていこうと、こういうことにいたしておるわけです。その中で、資源循環型社会がきちっとなってきたらいいのにと。

要するに、燃やすごみはできるだけ徹底して、なくしていくということになるわけでございますけれども、そのときに先進自治体においても、まさに徹底した分別を行うことによりましてパッカー車はもう走らないまちというのもできてきておるわけでございます。あるいはまた、今まで焼却処理をしていた自治体ももう焼却施設を閉鎖したと、こういう自治体も出てきておるわけでございます。できることならそういうふうな、この自治体に持っていくべき。今度のこの施設の更新時、15年先、そんなときにはもうつくることが要らない、そんな自治体になっていなければならないと、こんなふうなことで今市民の皆様方にいろんなお願いをいたしてきておるところでございます、条例を制定し、そして市民の皆様方にきちとした分別をお願いしてるわけです。それで、それじゃあ、あと一年待ったら完全なものができていくかということ、私はそういうことでもないというふうに思うんです。ですから、こういうものはやりかけて、また進化させていくということが必要であろうというふうにも思っておりまして、独居老人の方々への対応であったり、障害者の皆様方への対応であったり、それはその都度地域の皆様方との連携の中で私は進化をさせていって、きちとした分別がなっていったらええやろうと、こんなふうにも思わせていただいているところでございます。

その他のことにつきましては、担当の方からお答えを申し上げます。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） 中継所の具体的な工事の関係でございますが、これにつきましては想定しております施設の電気設備及び給排水設備でございます。

それから、容器包装プラスチックの、伊賀市さんが先ほどの全協で平成22年度ぐらいからという話でございますが、それまでの間につきましては燃やさないごみで収集をさ

せていただいて、今現在行っている処理を行いたいと、このように考えているところでございます。

私からは以上でございます。

議長（福田博行） 梶田淑子議員。

議員（梶田淑子） まず、市長が答弁いただきました中で、ごみを徹底的にそういった分別をして資源循環型社会をつくる。これは、市長がずっと言われていることです。しかし、これをするに於いて住民にかかる負担ですね。これアクションプログラムでやっていますって、ただ単なる基本計画で進めていくっていうのと違うでしょ。有料袋を設定するというのは、税金以外に税外負担を市民に負わすっていう大きなことが入ってくるわけなんですね。ですから、住民が納得するまできちっと、これは手だてをして進めていかないといろんな問題が起こりますよと何度も申し上げてるんですが、名張市はなぜか20年4月からやるということについて、伊賀市さんの方が柔軟性を持たせて住民が納得してからって言われるんやったら、名張市もなぜ、伊賀市がそういう柔軟性を図れるんですからもう少し待つということができないんですか。ですから、この条例の制定のときに、本当にこれは同じ伊賀南部組合の中で事業をしてる構成員である青山の住民も名張の住民も平等に扱ってくださいと、こういったことを申し上げてきてるんですね。そこに不平等さがあります。そして、先ほどお答えいただいた方の執行部のお答えの中でも、このごみの処理につきましては平等にやらなければならないのに、なぜ、片や燃えないごみ、燃やさないごみとして持っていくのを従来どおりっていうことは燃やしてしまうということでしょう。だから、そこに不平等差が出るじゃないですかと。

じゃあ、もう少しわかりやすく細かく言うと、これごみを処理して燃やす燃料を使うでしょう、燃料費。これ灯油代今度8,600万円ほどを使うんですね。この灯油代にしても、これでおさまるかどうかという疑問を一つもっているところです。だから、そういったことで処理していく費用というのは要るわけなんですよ、燃やしていくのに。だから、そういう燃やすために要る費用も要る中で、片や分別もしないで楽にパーンと出しといたものを持って行って、そこで燃やすんですよね。そしたら、その分担金は容リプラの使う方は精査して、伊賀市の方に迷惑かけないように精査して、ほんでこちらの方にこれ反対に負担になるわけじゃないですか、燃やすんですもんね。その辺のところを、じゃあそれも計算して、伊賀市さんの分担金に上乘せしてくれるんですか。その辺のところをどうお考えなのか、きちっと説明してください。金額的にどうな

るのか、その辺も私はもう本当に疑問に思っているところです。

それから、これ先ほどこちょっと灯油のことを言いましたが、今石油、もう本当に世界じゅうでこれが値上がりしてくる。もう日本でもどうなるか、石油製品どんどんどんどん上がってきます。灯油は下がることはないと思うんですね。しかし、今からつくっていく清掃工場。

ここで1点聞きたいんですね。

まだこんな状況の中で、その三機さんの機械、燃料を灯油にしてあるのをこの灯油を電気とかガスとかに変えるわけにはいかないんですか。その辺のところを変えるのには費用は要るかもわかりません。でも、名張の将来考えたら、灯油っていうのは熱カロリーが低いんですよ。だから、灯油を燃やすなら、容リプラなんて分別してたらあかんのですよ。どんどん燃やさなあきません。それでもってカロリー上げていくんですからね。そうでなかったら、分別、分別ばっかりして、生ごみばっかりになってきたら、灯油ばっかり使わなならんじゃないですか。その辺のところも考えて、一体その燃料、灯油どういうふうにしていくんですか。対馬市、あその対馬の三機さんがつくられたところを前教民委員会で行きましたときに、27トンで1年間の灯油7,800万円、27トンですよ、そういうふうに聞かせていただきました。今、ここに8,600万円って上げてんのは、これ何カ月をもって試算してこの灯油代を出されたのか。そして、将来灯油代がどんどん上がっていく中において、いや灯油代上がるの仕方ないんやわって言うてられへんでしょう。こんな大きな、大事なことをどう考えてんのかっていうことを、私はやっぱりお答えいただきたいと思います。

まず、いずれにしても、条例の制定のときにも、同じサービスを受けなければならない住民にとってのこの不平等感について、地方自治法にもあがってる平等の原則からいって、法的に不平等であるということをもって私は反対させていただきました。しかし、今度この予算が出てきたときにも、今申し上げた中で、いろんなたくさん不平等なことが出てるわけなんですね。ですから、そういうことをどういうふうにお考えになっているのか。なぜこんなに拙速に、もう少し柔軟性を持たせて、あと一年何とか話し合っていくことはできないんですかと。先ほど市長は1年待たらって、そんなん1年待たからっていうて、そういう現在の状況は変わらへんって、変わらんことないでしょう。1年待たらっていうことは、その間何にもせんと待ってよって言うてんのと違うんですよ。住民としっかり話し合いをしていくことで、桔梗の問題もまだはっきり解決

できましたっていう状況じゃないんですね。ですから、桔梗だけじゃない、ほかでもいろんな異論が出てるわけなんですよ。もう少し住民との話し合いをしっかりとってくださっていうことを言ってるんですから、延ばす気はありますか、ありませんか。

議長（福田博行） 管理者。

管理者（亀井利克） 弾力性持たせた対応と、こういうことだと思いますけれども、基本的自治体が置かれてるそれぞれの環境が異なるわけでございます。

とある報道機関の調査によりますと、これまで行われたサービスを縮小したとか廃止したとか、あるいはまた税だけで行っておったサービスを受益者負担をいただくようになったと。全自治体の90%がそういう措置を講じなければならないと、こういうふうな状況にあるわけでございます。

それで手をこまねいて、1年間待つということではないとおっしゃいましたけども、私の方はまずやらせていただいて、それからいろんな課題が出てきますから、それを解決すべく努力をする。そして、この制度を進化させていくと。3年後に見直しをするということになっておるわけでございますから、このときは料金も含めましてどうしていくのかということをもたやらせていただきたいと、こんなふうにも今思わせていただいているところがございます。草木であったり、生ごみというのがポイントになってきます。これも、今いろんな手法を考えているところでもございます。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） 燃やすごみと容リプラスチックの分担割合の件でございますが、当然のことながら、先ほども申しましたとおり、分担割合については前年度の実績において分担割合を決めることございまして、当然容器包装プラスチック、名張市においては容器包装プラスチック分の分担が生じてまいりますし、伊賀市におきましては燃やせないごみでそれを分別して燃やすわけでございますので、その経費が当然分担金としてあがってくるわけでございます。数字についてはちょっと、あくまでも来年度に分担率はあがってくるわけでございます。

それともう一点、灯油の話ですが、電気にできないかとかという話でした。これまだ業者の方にも何にも聞いておりませんので、ちょっと即答はできないわけでございますが、ただ灯油のこの8,600万円というのは年間に約これぐらい使うやろうという数字で今資料を出していただいたわけでございますが、この8,600万円につきましては低質ごみとそれから基準ごみがございまして、低質ごみにつきましては1年のうち大体4カ

月、6月から9月までの夏の時期には水分がかなり多く入ってきます。これについては低質ごみで処理をさせていただくと。あとの8カ月につきましては、基準ごみで計算をさせていただいているわけございまして、一つの方法としては低質ごみである生ごみ、こういうものを減らしていくことによって灯油が少なくて済むと、こういうこともできるかと考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

議長（福田博行） ほかに質疑はございませんか。橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 当初予算にかかわりまして幾つかお尋ねをしたいと思えます。

まず最初に、この間のごみ収集の現状についてお尋ねをしたいというふうに思います。

全協の中でも一定出てたわけですが、この間、容リプラの回収を試行的に進めていただいております。この容リプラは、先ほどの全協のご答弁では五、六十%が正しく出てるといふようなことのご答弁もあったわけですが、ではこの容リプラの分別が始まったことによりまして、ほかの燃やさないごみの状況がどのようになったかといふようなことも含めてお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、事業系のごみについてもお聞きしたいと思うんですが、この間、許可業者の皆さんからの引き取り料金を引き上げることなどが行われてまいりました。そのことによりましての変化、現状の収集量はどのような状況になっておりますかといふようなことをお聞きしときたいというふうに思います。

それから、3つ目といたしまして、ずっと議論があったことですが、本来なら7月の稼働の予定になっておりますけれども、これが建築基準法が改正されたことによっておくれるといふようなことのご答弁がありました。事情については、これは全国的に大きな問題になっていることですので、理解はさせていただくんですが、じゃあこのことによってどれくらいおくれて、今後どうするかといふようなことが本当に大変な状況になってくるというふうに思うわけですね。一番心配されているのは、現施設の地元の皆さん方が6月までの稼働を約束されているというふうに思いますので、まずはもう即このことが皆さんに行き渡るわけですので心配をなさると思うんですが、ご理解がいただけるのかどうかといふようなことについても話し合いを進めていかなければならないというふうに思うわけですが、そのことも考えますと、やはりどれくらい延びるのかといふようなこともきちっと一日も早く出していかないと

いと思いますし、どうしても地域の皆さんがお受けいただけないというふうなことであれば、その間、おくれる間、じゃあどのように、出されるごみは毎日毎日なくなるわけですので、その動きに合わせてどういうふうな対処をされていくのかというふうなことを、本当に大変な、大切な中身だろうというふうに思いますので一日も早くその方向性は出さないといけないと思うんです。その点について、やはり一定の今後の見通しというのを出して近隣の皆さん方にもご説明にあがらないといけないというふうに思うわけですが、その辺の本当にどうしてどうされていくのかというふうなことも含めて再度お聞きをしときたい、確認をしときたいというふうに思います。

それから、新しい施設がつくられるわけですが、この保証の期間はどれぐらいになっているかというふうなこと。

それから、職員の皆さんがそれぞれ異動されるわけですが、現施設が予定でいけば6月で閉鎖するというふうなことになるかというふうに思うわけですが、職員組合の皆さんとその内容について協議がととのっているのかどうかというふうなことでありますが、例えば交通機関などの条件が変わってくるというふうに思うわけです。今、車に乗れない方は百合が丘から歩いていただいているかというふうに思うんですが、そういう方々が新しいところに移ったときにどんな条件になるのかというふうなことです。

それから、移転をした後の現施設はどういった対応をなさるのかというふうなこと。それから、最終処分場の方の運営はどうなるのか。また、跡地の利用ができるまでの行程をどのように考えておられるのか。これは双方にかかわるかというふうに思うわけですが、現施設の方は多分解体していくのかなというふうに思うわけですが、その解体後のことはどうなのかというふうなことも含めてお聞きをしたいと思います。

まず、その辺からお答えください。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） いただいたご質問を一つずつお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、事業系のごみでございますが、これにつきましては許可業者の中であらわれてまいりまして、平成18年度の10月から1月までの総量が501トンでございました。また、本年の19年度の同じ10月から1月の持ち込み量は331.9トンでございまして、

169.1トンの減少となっております。これが、18年度に対しまして約34%の減でございます。

したがって、この期間に当組合の手数料を100キロ300円を600円に上げさせていただいた、これによつての減量効果があつたのか、そのごみがどこへ行ったのかという調査もこれからさせていただきたいと、このように考えておるところでございますが、家庭系の容器包装プラスチックの分別収集をさせていただいたわけでございますが、これに伴います燃やさないごみにつきましては、平成18年度が、これも10月から1月までの集計でございますが、988.9トンあつたのが平成19年度では372.7トンと激減しておられるわけでございます。これにつきましては、やはり燃やさないごみから容器包装プラスチックが抜けたと、こういうことが減つた原因でございます。

今後の推移でございますが、手数料につきましてはさらに10月にまた倍の1,200円になるわけでございますので、かなりの減量がされると、このように思つておるところでございますが、容器包装プラスチックにつきましても今後説明会等を十分にさせていただいて啓発に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それから、建設のおくれでございます。私が全協でも言わせてもらったとおり、確認申請の関係では2カ月程度おくれたわけでございますが、それを取り戻すための工程表につきましては現在まだ協議をしておるところでございますので、その辺もご理解いただきたいと存じます。

それと、もし延びた場合の件につきましては、延びた場合は契約書に基づくことでございますが、これは施工業者の責任になってまいります。ただ、施工業者の責任ではございますが、私どもも当然のこと、その中に加わつていかななくてはならないと。どうしていくか、その件の協議も含めて今させてもらつておるところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それから、保証の件でございますが、これ瑕疵担保期間は3年でございます。

それから、職員組合との協議でございますが、当然のことながら、新清掃工場のその内容とか、こういうものは当然のことながら現業評議会の方ともきちんと打ち合わせをさせていただいて、通勤の方法につきましても今現在のところ桐ヶ丘のバス停しかないわけでございますので、そこから徒歩になるのは非常に、2キロもございましてその辺も今協議をしておるところでございます。

それから、現施設の解体でございますが、当然地元から速やかに解体するようご要望

をいただいておりますので、それに沿ってできる限り早く解体をさせていただき、また跡地利用につきましては地元の方々と十分協議をいたしまして跡地利用をしていきたいと、このように考えているところでございます。

それから、最終処分場でございますが、最終処分場につきましては当然のことながら新清掃工場ができますと、燃やさないごみは全部新清掃工場の中に入ってしまうので、最終処分場は必要ないと言えば語弊がございますが、従来 of 業務は全部新清掃工場へ移ると、こういうふうに理解を、お願いをいたしたいと考えております。

以上でございます。

事務局長（山崎幸雄） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 容リプラの試行の分別につきましては、かなりほかの燃やさないごみの方に減量が出て、効果があったのかなあというふうなことは感じさせていただきました。今後、正式に4月からというふうなことでございますけれども、啓発されていくというふうなことで、この啓発についてはまだまだ十分理解が行き届かない面がありますので、十分な体制を組んでまたお願いをしていかなければならないかなというふうに思っております。

また、事業系につきましても減量になっております。今後、また10月には倍額になるというふうなことではさらなる減量になるのかなというふうなことも考えられるわけですが、このようなことを考えますと、なぜもうちょっと早くにできてこなかったのかな、こういうことを実施できなかったのかなというふうに思っております。この原因につきまして、なぜこれだけ減ったかというふうなことについてはまだまだ一足飛びに判断はできないかというふうに思いますけれども、十分な分析が必要ではないかというふうに思います。今までもしかしたら他市から持ち込まれてたかもしれない、あるいは今まで許可業者の方に渡っていたものがひょっとしたら家庭ごみに含まれているかもわからないというふうなことも考えながら、今後少しこの辺については追求をしていっていただきたいなというふうなことでお願いをしたいと思っております。そして、今後それが生かせるような形で追求をしていっていただきたいというふうに思います。

それから、新施設の稼働がおくれるというふうなことにつきまして、十分な協議を進めていただきたいというふうなことでございますけれども、地域の皆さんの不安を払拭していただきたいということをやはり一番に取り上げていただきたいということをお願いしたいというふうに思いますので、できるだけ早く状況を説明していただいて、地域

の皆さんとの協議も進めていただきたいというふうに思います。

それから、職員の皆さんとは内容は十分打ち合わせをされているというふうなことですけれども、その辺についてちょっと不足があるのではないかなあというふうに思うわけです。例えば、交通機関の条件整備、バス停から2キロとといいますとかなり、30分ぐらいですか、距離的にあるのではないかというふうに思いますので、そんなに歩いていただかないかなというふうなこともあるわけです。特に山の中ですので、その辺は十分ご本人さんたちと協議していただきたいなというふうに思いますし、通勤のしやすいそんな形を編み出していきたいなというふうに思うわけです。

それから、最終処分場のことも述べていただいたわけですが、現場はどうなるかというふうなことがちょっと心配になるわけですね。例えば、最終処分場のところで容器包装プラスチック圧縮梱包委託料ということと、それからプラスチック製容器包装処理委託料という部分については、4月から6月までの間の予算措置かというふうに思います。合わせますと1,275万円ほどあるわけですが、例えばこの辺について本格稼働をするまでは通常やり方でされる方が新たにこうした大きな金額を組まなくて済むのではないかというふうに思うわけですが、その辺についてはどうなんでしょうかというふうに思うわけです。少しでも経費を削減するというのであれば、そういう形の方がメリットがあるのではないかというふうに思うわけです。

それからもう一点、最終処分場の方の直接搬入の場合、業務が非常に煩雑するのではないか。4月から例えば有料化が始まるということで、直接搬入をされる人たちにとって、指定袋に入れて持ってきてくださる方にとってはその袋をもらって移行したらいいだけですので、何ら影響がないかというふうに思いますけれども、例えば袋に入れないで持ってこられる方々については、今まで100キロまで無料でしたけれども、これからは50キロまでが300円ですか、有料になるかというふうに思うんですが、その辺も現場で対応していかなければならないわけですね。それをしようと思ったら、重量をはかる必要があるわけですが、しかし、その最終処分場は、その重量をはかる計器が1台しかないかというふうに思うわけですが、そうしますと、入ると出るのとはからないとその量は出てきませんので、非常に混雑をするのではないかというふうに思うわけですね。おまけにそのお金をいただく、そんな作業も要るのではないかというふうに思うわけですが、その辺効果的に、効率的にやるというふうなことができるのかどうかですね。例えば、月1回、日曜日搬入がされているわけですが、今現在でもつつじが丘の道

路の方まで並んでいるというふうな実態もあるというふうに聞いておりますので、やはりそういったことも含めると、その4月から6月の間、説明、そしてはかること、それからお金を受け取ることというふうなことで現場の作業員の方々が非常に混乱するというふうに思うんですが、そういう面ではそこをやり抜いていこうと思ったら人手をふやすか、あるいはその実行を、もう新施設が稼働するまで従来どおりされる方がいいのではないかというふうに思うわけですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

また、職員の配置につきましても、だれがどのラインに入るかというふうなことです。直営で今働いてくださっている方々の配置ですが、仕事内容などについて十分に組合の皆さんと事前協議をされているのかどうかというふうなところを、どのようになっていますでしょうか、お聞きをしたいと思いますというふうに思います。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） 幾つかの質問をいただいたわけですが、まず職員組合との合議の中ではその通勤条件も当然のことながら、その2キロを歩いてこいとかそういうことはとても言えないわけですが、その辺についても何らかの方策を講じなくてはならないと、このように考えておるところでございます。

それから、最終処分場で4月1日からごみが有料になるわけですが、当然持ち込んだらただやと、収集に出したらお金が要るんやと、こういうことになりますので、一応4月1日から持ち込みについても手数料をいただくと、こういうことですが、ただその搬入の予想量が今のところちょっとわからないもので、日曜日になりますと多いのはこれはもう当然でございますので、この辺、日曜日につきましては人員の配置をきちんと考えて対応していきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（福田博行） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 日曜日については人員の配置をとおっしゃいましたけれども、4月になったら別の平日でも多分混乱するのではないかというふうに思うわけですが、平日でもやはりきちとしたそういう対応をしていかないといけないのではないのでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。具体的にやはり職員の皆さんときちんと、現場との相談をしていただきたいということをお願いをしたいと思いますというふうに思います。

いかがでしょうか。

それから続きまして、歳入のことについてお聞きをいたしたいと思いますが、この間の取り組みで先ほどもご説明がありました。ごみが一定減量をしてきているというふうなことです。しかし、これが今後続くかどうかというふうなこともきちんと見ていかないといけないというふうに思うわけですが、そこで可燃ごみとか、それから不燃ごみの処理手数料の積算根拠ですね、この積算根拠を教えていただきたいというふうに思います。そして、現在の事業系ごみの推移との整合性はどのようになっておりますかというふうなことです。それから、分担金とごみ処理手数料の考え方についてお尋ねをしたいというふうに思うわけですが、過去の議会で袋の価格はそれぞれの市の施策と説明されておりました。分担金から差し引くと言われていたかというふうに思いましたけれども、分担金が前年と変わらずというふうなことで、そしてほかの収入項目でこの手数料が計上されているわけです。もっとほかの部分で金額が大きくなっているのも同様の金額になったのかなというふうなことも思うわけですが、この点がちょっとよく見えませんのでご説明をいただきたいというふうに思います。

それから、ごみの有料化の内容について、各市の施策によるという管理者の答弁があったわけですが、担当参事がきょうはおられますので再度お聞きしたいというふうに思うわけですが、これは名張市議会でも質問をしたわけですが、少し答弁が不十分だったように思っております。改めて確認をさせていただきたいというふうに思うわけですが、名張市が調査、研究してきた自治体のごみ量の推移をきちんと見てみますと、減量はしていないのではないかとこのように思うわけですが、逆に、増加しているところがあるんですけれども、そのことについてどのように考えていらっしゃいますか。

また、名張市は、総量で減らしている自治体の施策を研究してきてくださいましたでしょうか、というふうなことについてお聞きをしたいというふうに思います。ごみは少し減ってはきてるというものの、さらにごみ減量を進めていただきたいというふうに思うわけですが、先ほど、そのためには草木やらの取り組みもしなきゃならないというふうなご答弁もあったわけですが、具体的にこの予算書の中にそういった取り組みの中身が見当たらないというふうに思うわけですが、草木類あるいは生ごみの分別とかそういうふうな今後の施策をどう考えていらっしゃるのか、ごみを減らすための施策についてお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

先ほどから、この有料化については梶田議員からも税外負担がいいのかどうかというふうなご質問もあったわけですが、やはり今は非常に皆さん暮らしが大変になっております。もちろん灯油やガソリンも上がったり、あるいは小麦や大豆、電気やガスもこれから上がるというふうなことですし、後期高齢者の皆さんも負担がふえる。もう生活者の皆さんは、負担、負担、負担ばかりふえていく中で、本当に今この有料化を進めていいのかどうかというふうなことについて疑問に思うわけですが、その点について、私はこれはもう本当に有料化を中止すべきだというふうに思うわけですが、その辺についてももう一度きちっとお答えをいただきたいというふうに思います。ごみが減量するために有料化するというふうなことだったんですけれども、本当にそれと整合するののかどうかというふうなことをお聞きをしときたいというふうに思います。

議長（福田博行） 管理者。

管理者（亀井利克） 負担の問題でございますけれども、我々としても本当にこの新たな負担をお願いしていくということは非常に心苦しい限りでございます。

それで、ただこれを税だけでこれからいろいろやっていくということにつきましては、非常に不公平感も出てくるということもございますので、何とかお願いをいたしていきたいなというふうに思ってるわけです。

それで、今現役世代の方々に税であったり社会保障費というのは、大体平均して総収入のそれぞれの方々から40%を、この税とかあるいはまた社会保障費としてご負担をいただいております。これあと十七、八年したら、2025年になりましたらもう60%から70%をご負担をいただかなければならないと、こういう人口動態、人口の構造がもうそうになってしまってるわけです。これは、今の社会保障制度を維持していくというその方向でそうなんですけれども。しかしながら、それが軽減されていくにしましても、軽減をしていかなければ若い方も日本国でいてくれなくなりますから、これはきちっとしたものをつくっていかなければならないわけでございますけれども、やはり国民全部で支えるというそういう制度をきちっとつくっていかなければならないわけです。もう一つが受益者に対してのお願いと、これもしていかなければ全体の軽減にもつながっていかないと、こういうことでございますので、何とかご理解をいただきたいと、こんなふうに思わせていただいているわけです。

それから、草木、生ごみの関係につきましては、今ある団体さんにご協力をいただいて、そして研究をいただいて早い時期に、新年度からでも始められるようなそんな体制

を整えていただくべく今努力をいただいているところでございます。要するに、堆肥化していくと、こういうことであるわけでございます。

生ごみにつきましても、これも今各、田舎のといいましょうか、農地がおありの方につきましても、これはもう現在もやっていたとるわけでございますが、ないお方につきましても、地域でのそういう取り組みということにつきましても提案をさせていただきたいなというふうに思わせていただくとるわけです。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） まず、ごみの搬入の平日での対応ということでご意見をいただいたわけでございますが、一般的には有料化になる前の平日あるいは日曜日が一番混雑するわけございまして、それにも対処する体制をつくっていききたいと、このように考えておるところでございます。

次に、可燃及び不燃のごみ処理手数料の算出根拠でございますが、可燃ごみ手数料の6,000万円につきましては、搬入手数料について家庭ごみの100キロ未満無料が4月から撤廃されることによりまして、平成19年10月から50キロ150円から300円へ、平成20年10月からは300円が600円にそれぞれ改定することを加味するとともに、それに対しての減量効果分として約15%っていいますのは、4月から9月まではやっぱり15%の減量効果を見込んでおりまして、10月から3月につきましては25%って申しますのは、今後草木類については今ごみの焼却場で草木を燃やしておるわけでございますが、今度につきましては事業系等の草木類については資源化をしていただくということで、私どものところへは持ってこないようにすることからこの25%の減量と、こうさせてもらっているところございまして、不燃ごみの3,480万円につきましても同じような減量施策によりましてしてるところございまして、4月から9月までは15%減、それから10月から600円が1,200円になるわけでございますが、それまでに減量化されてるもんじゃないかと思ひまして、今度につきましては5%の減量効果を見ておるところでございます。

それから次に、指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の分担金への反映についてでございますが、本来分担金の歳入につきましては、歳出にまず特定財源を充当し、その後それぞれの分担率を掛けて分担金を算出してございますが、この指定ごみ袋につきましては経費に処理経費、つまり歳出に処理手数料を特定財源といたしまして、これを充当した後の金額をそのまま分担金に反映をさせるということでございます。名張市におきましては1億4,861万円の収入がございまして、経費が4,798万円かかってございまして、

約1億63万円ですか、これを分担金から差し引くと、こういうことでございます。

私からは以上でございます。

議長（福田博行） 総務担当参事。

総務担当参事（前田國男） 家庭ごみの有料化と市全体、また組合全体でのごみの減量にかかわりましての当方の考え方といたしましては、従前からかねがねお答え申し上げておりますように、ごみの発生量に応じた受益者負担の導入によります経済的インセンティブによりまして、さらなるごみの減量化に向けた市民の意識が増大してまいると、このように考えさせていただいております。そうした中で、先進地事例の検討の中で減量効果が2けた台を超え、またリバウンド現象も起こりにくい価格帯、1リットル当たり1.5円というようなところで価格そのものの検討をさせていただいておったところでもございます。こういった中で、市民の皆様方のさらなる減量の意識増大に向けた啓発に私どもも衛生組合と共同いたしまして重点的に取り組んでまいりますことと、各市の新たな取り組みの動向もまた生じてきてございますのでそういった新たな施策の研究も今後とも続けてまいりたいと、このように考えているところでございます。

議長（福田博行） ほかに質疑はございませんか。宮崎議員。

議員（宮崎由隆） 先ほど全協でも質問をさせていただきましたけども、収塵車管理費、この中で工事請負費、中継所建設工事費でございますけれども、一応全協ではご答弁いただきましたけど、私としては環境衛生組合にこの項目の工事費をのせるのはいささか不満でございまして、名張市民の要望であって、また我々の議会の中でもはっきりした説明もなかったと。そして、先ほどの説明の中でもはっきりした場所も決まっていない、どうするかと。このことにおいても大変残念だなあと。その中で、今後この工事を進めるに当たって、例えば事業が拡大して、土地の用地買収とかそういうことが起きてくるのか、ひょっとしたらあるのかないのかな、そんなことも疑問に思うところでございます。このことに対して答弁していただきたいし、この予算の執行に当たって今後どういう形の中で、私はこれは名張市民のための事業だと、南部環境衛生組合の事業とはいささか違うんじゃないかなあと、こんな思いがするところで、残念ながら。

そしてまた、今度の清掃工場の完成においても若干のおくれと。残念ながら、日数がどのぐらいおくれたということをはっきりさせていただきませんでした。できる限り早い時期に我々議会に、また議員にご報告いただきたいと。できる限り7月に稼働できる形の中で、業者とそして行政もそれにおいて頑張りたいとよろしく願います。

まして、ご答弁をよろしく申し上げます。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） 中継所につきましても、決まり次第、その場所とあるいはどうい
う内容にするのか、この辺も含めてご報告をさせていただくと。

それと、新清掃工場の工期につきましても、きちんと協議ができ次第ご説明申します
のでよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（福田博行） 吉住美智子議員。

議員（吉住美智子） 先ほど全員協議会でもお聞きいたしました、青山に対しての説明
ですが、4月からされまして、21年から実施されるということですが、その間の容器包
装プラスチックについてですが、業者への搬入、容リプラ協会への搬出についてはどの
ようにされるのかお聞きしたいと思います。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） 当然のことながら、伊賀市の青山の分につきましては燃やさない
ごみで収集をさせていただきますので、破碎分別後焼却と、容リ協会へはいかないとい
うことございまして、予算におきましても伊賀市の容器包装プラスチックの分は見て
ございませんので、あくまでも伊賀市さんにつきましては破碎分別後燃やすと、焼却す
ると、こういうことでございます。

議長（福田博行） 吉住美智子議員。

議員（吉住美智子） この組合議会でも以前から、早くからこのごみの有料化、そして容
器包装プラスチックの分別が出てまして、何遍も議会でも議論をさせていただいてま
す。

伊賀市青山の方でももう少し早く青山の方に説明というか、そういうのを持てなかつ
たのかと思うんですけども、何か今まで延びていたっていうか、この4月からしか説明
できなかった理由とか、何が原因でここまで来たのか、何かそういう原因がありましたら
らお答えいただきたいと思います。

議長（福田博行） 総務担当参事。

総務担当参事（城山廣三） 明確な理由っていうのはございませんが、私ども名張市さん
なりから説明を受けまして、夏場だったと思います。まず、3人の地元の議員さんな
り、あるいは区長さんなりにご説明を申し上げながら、やはりその中では名張市さんの

動向も見なきゃならんということがございました。当初80円ということがございましたし、そういった行方を見ながら、私どもといたしましてはやはり伊賀市全体の流れもにらみながら進めてきたわけでございます。そういうことで、伊賀市としては、先ほど申し上げましたように、21年の有料、あるいは22年の容プラってということが一体化として出てきましたので、やはりそういったことを踏まえて今後区長さん方への説明をさせていただきたいと思っております。

8月以降、数回区長会、役員会並びに区長総会にはそのときそのときの現状についてのご説明を申し上げながらご理解をお願いしたところですが、何しろ今申し上げましたように、私どもは21年、22年ということになりました。4月以降、精力的に理解を求めべく、地元へ入りながらご説明をさせていただきたい、このように考えておりますのでよろしくお願いいたしたいと思っております。

議長（福田博行） ほかに質疑はございませんか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（福田博行） ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。梶田淑子議員。

（議員梶田淑子登壇）

議員（梶田淑子） 失礼いたします。

伊賀南部環境衛生組合議会第155回定例会において、議案第1号、一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

まず、先ほどの質問の中でも申し上げましたが、ここに出てきております中継所の予算630万円。これにつきましては、何度か名張市の議会においても中継所はどうなるのかという他の議員さんたちからも数度質問があったわけでございますが、この前の12月の定例会においてもまだはっきりしたご答弁はいただけず、場所どころか、その中継所の工事費って、そのような工事費がどうなのか、どのようなことを考えているかというお話もなかったわけです。ただ、パッカー車を置いておくと。だから、それは中継所ではないでしょうといった私の質問に対して、そういう議論はあったわけですが、確かにきょうも全員協議会の中で伊賀市の議員さんより、このことについては本当に、先ほど質問にもありましたが、伊賀南部組合議会においてはこのことは少しも報告もなく、議論もしてない現状なんです。

ですから、いきなりこの中継所の設置工事費630万円というのに対しましては、伊賀

市議員さんのおっしゃるとおりでございますし、私も名張市議会議員といたしましてもこのような出し方をされたのでは、これが何であるかもわからない中ではこの予算は認めるわけにはいきません。

それから、先ほどからも議員さんたちの中からも出ておりますが、容リプラのこの分別についても、そして有料化についても名張市の住民からはなぜ伊賀市の青山地域と名張の市民とのこの差、この不平等、これはどうなのかって幾ら尋ねられても、私たちもこれは法的にもおかしい、こんな不平等なことをしていいのかという疑問を持っておりますが、まだ納得のいくご答弁もいただいておりません。ですから、当然のごとく、その条例に伴ったこれは予算ですね。

じゃあこの条例の中で、21年から青山地域さんの有料が始まる、そして22年度から容リプラの実施をしていくと、これも住民が納得しなければしないと、副管理者であります伊賀市長さんもきちっと12月、条例の制定の折にも申しておられました。そうすると、この条例で実施時期を名張市は20年4月、伊賀市の青山地域においては21年1月。この実施時期、この中でこの21年1月っていうのが、もう容リプラにこの分別のことについては22年度からっていうふうになっているわけなんですね。

だから、本当にこれ住民の皆さんからすれば、なぜこんなに不平等な差をつけるのかなあ。青山地域においては、燃やさないごみも燃えるごみもこれは有料になったとしても20円、でもそれすらもまだ21年になってからの実施であり、それも住民の納得の上。

名張市は、住民もまだ納得するところまでいっておりません。68円についての議論は、名張市の住民の間では執行部と議論をした覚えはないっていう人の方が多数おります。なぜならば、80円的时候はどうですかっていうことで地域回られました。しかし、68円になってからの住民との話し合いはなさっておりません。分別の話が出たときに、68円のことを住民から質問が出て、それに対応できるきちっと責任のある部長なり市長なりがそこにいるわけではないから、それについてのお答えはきちっと出してないわけなんですね。ですから、住民がまだ納得してないというその事実がある中で、名張はなぜこの4月からしなければならぬのか。ここの不平等、これは私は議員として幾ら住民の皆様にご納得していただく説明をしようと思っても、当局から納得のいく答弁が返ってきておらないんです。

そんな中で、ここに出された容リプラの、きょうもそれをするためには2,200万円というそういった分別の費用が出てきております。しかし、これは収集業務のパッカー車

を余分に回していくということのそういう1,300万円なりのそういった予算は、ここにはそれには出しておりません。それから、また容リプラのそれが多くなればなるほどパッカー車の台数もふえてきます。そして、青山地域には、それはしないが、名張と同じように3回で回すところを4回にしますと。じゃあ、これもそれを回すだけの費用は伴ってくるわけですね。ですから、なぜこういった5,000万円も6,000万円も余分な予算をつけていかなければならないことをやっていくのかっていう疑問もそこにあります。まず、この容リプラの分別については、まだまだ住民も納得してない中で今試行でやっているわけですから、50%、60%はできてるといえども、そんな40%も異物が入って、何が入っているかわからないものを本当に日本容リ協会は引き受けてくれるかっていう疑問もあるわけなんです。だから、それをきちっと手選別で中間処理して分別するには、またそれなりの費用がかかってきます。そういった今の現状を踏まえても、まだこの4月から実施するっていうことについては私は賛同はできてない。そんな中で、この予算はつけることを認めるわけにはいきません。

それから、新清掃工場の、先ほど来伊賀市の宮崎議員からも意見がありましたが、本当に23億8,677万1,000円、これを工事出来高。でも、この工事がどこまでできて、そしてこれ予定よりもおくらしているから減額が出てきてるわけなんですね。その減額を一体どういうふうに説明するのかって。工事の内容についても、それこそ工程表を、ひとつきちっとした数字を入れたものが出てるわけでなし、仕様書や図面だけで若干おくらすとか、まだはっきりしたことはわからないって。じゃあ、全協でも宮崎議員から、協議して、その業者との協議がととのってからでいいじゃないかっていう意見が出ました。でも、それを無視してこうした形で出してくるわけですから、本当にそんなことを、議員として中身が定かでないこういった予算が上がってくることにに対して私はこれに賛同するわけにはいきません。やはりきちっとした、現場にも連れて行っていただいて、説明も聞き、ここまでできてますと、23億円何ぼの事業ができてますというしっかりしたものをを見せていただいて、名張の市民病院のときも斎場のときも中間でそれを説明していただく、議員全員が視察に行つて、その現場で話を聞きました。だから、そういったことを、手だてをきっちり踏んでください。

何か今なさることについてはもう見切り発車で、決めたら自分たちの執行部の思いだけで進めていく。住民の声を聞いていくなんで、少しも住民の声を反映していかないのは今のこの亀井市政のやり方です。だから、管理者としてここでも伊賀南部環境衛生組

合でもこういった本当にやり方をされることについて、私は納得できません。

そして、市民もまた本当にこんなことで進めていくのかっていうそういう思いが、これから不法投棄、その怒りが、こんなごみ袋買うんやったら伊賀市でもどこへでもほかしに行ったるって、これ現実に言ってるんですよって、私先ほど聞きました。こういうことに対しての、不法投棄に対する対応はどうかって聞いたことには、お答えはなかったんですけどね。でも、そういう懸念もあります。ですから、やはりこういう有料にして税外負担を取っていくについては、もっと慎重に物事を進めていただきたいと、そういうふうに思っております。

聞いていただいている議員さんの中にはこれでよしとしておられる方もおりますが、しかし私は自分の今住民の方といろいろ話をしてる中で、本当に大きな疑問を残したままこのまま進んでいくことに対して、この予算を私は賛成するわけにはいきませんので、どうぞ皆さんにも。やっぱり市民の税金をどう使うかっていう大事なことのひとつなんです。しっかりとお受けとめいただきまして、ご賛同いただきますようお願いいたしまして、反対の立場からの討論を終わらせていただきます。

議長（福田博行） 本日の会議は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。
藤島幸子議員。

（議員藤島幸子登壇）

議員（藤島幸子） 私は、議案第1号、平成20年度伊賀南部環境衛生組合一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

現在、廃棄物政策は流動的で、5年後、10年後、20年後を見据えた政策や計画が立てにくくなっているのが現状であると認識しております。

このような状況下、ごみ排出量の増大、不法投棄問題、廃棄物処理施設整備の困難化等を背景として容器包装リサイクル法、またこれらの施策を方向づける循環型社会形成推進基本法が平成12年に制定され、循環型社会の形成に向けた取り組みが始まり、平成16年には政府において循環型社会形成推進基本計画が策定されました。

また、天然資源の枯渇や地球温暖化も今日重要な問題となっております。このような経過を踏まえまして、今後は循環型社会形成推進基本法に定める基本原則及び循環型社会形成推進基本計画に基づき、消費者、製造事業者、市町村及び国等が適切な役割分担のもとで廃棄物の発生抑制や循環的な利用、適正な処分を実施していくことが求められております。

今回の当初予算は厳しい財政状況ではありますが、ごみ処理手数料の見直しなどによる財源確保に努められているほか、各施設の運営管理、廃棄物の収集、運搬など、人件費も含めた事業全般にわたり循環型社会の形成を推進する上での予算措置がなされているとともに、新清掃工場の整備事業につきましても、平成20年度の竣工に向けての着実な予算措置となっております。

地方自治体の一般廃棄物処理サービスは、循環型社会における資源循環の根幹を担うものでありますので、市民、事業者、国等との適切な役割分担のもと、より効率的で適正な処理がなされることとともに、新清掃工場が予定どおり稼働できるよう進めていただくことを強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（福田博行） 橋本マサ子議員。

（議員橋本マサ子登壇）

議員（橋本マサ子） ただいま上程されております平成20年度伊賀南部環境衛生組合一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

近年、循環型社会ゼロエミッションという言葉がはらんしています。しかし、その本当の意味がどれだけの人に理解されているのでしょうか。かけ声ばかりで、日本の実態はその逆をひた走っていると思えてなりません。

ごみ問題は、依然として資源管理ではなく、廃棄物処理の考え方から抜け出せず、出口対策に終始しています。そのために、単純な焼却、埋め立てが大型、広域化による焼却強化、または熔融へととなっただけで、本質的にはほとんど変わっていないのが実情です。現に、多くの自治体で一般廃棄物のいわゆる焼却ごみは減るところか、増加傾向を示し、よくてもせいぜい横ばいといったところです。

2005年1月に環境省が発表した一般廃棄物の排出及び処理状況など、2002年度実績についてを見ると、1997年以降排出量は年間ほぼ5,000万トン、1人1日当たりのごみ排出量も全国平均で1,100グラムで推移しています。一方で、リサイクル率は全国都道府県平均でわずか16%にとどまっていることも見過ごせません。

今、向かうべき方向は中途半端な循環型社会づくりやゼロエミッションではなく、明確なゼロ・ウェイスト社会を目指すべきです。ゼロ・ウェイストというのごみをゼロにするなんてあり得ないと反論する人はいますが、世界的には着実な成果をおさめている都市があります。日本では徳島県の上勝町がこの宣言をしています。ゼロ・ウェイスト

とは、幅広い概念を持っております。1つにはごみ処理に伴う資源やお金のむだをなくすこと。2つには地域が自立して、地域の知恵や人材、資源を生かすこと。3つ目にはごみ処理に伴う環境リスク、環境汚染を引き起こさない。4つ目にも物づくりの段階からごみにならない製品づくりへと移行していくことが求められています。まさに、ローカル、地域自立、ローコスト、ローテクノロジー、ローリスクのL型政策によって貫かれていることが特徴になっています。特に、重要なことは、このゼロ・ウェイストはごみ問題の解決方策について、人任せや国依存ではなく、地域住民、企業、行政が連携して考え、行動する。市町村のための廃棄物政策の中心的な考え方として位置づけられており、その大前提として脱焼却、脱埋め立てという理念が共有化されていることです。焼却、埋め立て偏重の20世紀型廃棄物政策から脱して、柔軟な発想、自由な立場で議論し、目標達成のための方法を探り、具体的に実践すること以外に廃棄物問題の本当の解決はありません。

今回の当初予算には、ガス化溶融炉の近代施設整備や、また家庭ごみの有料化が進められることなど、私どもがこの間、意見具申してまいりました問題点が含まれており、ゼロ・ウェイストの概念からの逆行でごみ問題の解消につながりません。しかも、総量で減量するための研究が旧態依然のままであり、実態が正しく理解されていないと思います。また、関係住民の皆さんのご理解が道半ばの項目が余りにも多過ぎます。

以上のことなどから、本予算に反対の討論とさせていただきます。議員の皆さんのご賛同をお願い申し上げます。

議長（福田博行） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（福田博行） 起立多数であります。よって議案第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第2号 平成19年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）  
について

議長（福田博行） 日程第5、議案第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

(管理者亀井利克登壇)

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第2号、平成19年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたします主な内容は、事業費の精査等によるものでございます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。

総務費の一般管理費は、人件費と電算機器の使用料の精査で、補正額は26万6,000円でございます。次に、環境衛生費の収塵車管理費は、人件費とごみ収集業務委託料の精査により316万円の減額でございます。ごみ焼却場費は、人件費精査と需用費の追加のほか、委託料の精査で、補正額は85万1,000円でございます。次に、最終処分場費は、人件費と需用費の精査により、補正額は10万5,000円でございます。し尿処理場費は、需用費の精査により、補正額は420万円の減額でございます。清掃工場建設費は、継続費の年割額の補正に伴い、委託料と工事請負費をそれぞれ減額いたしております。公債費は、償還金利子の精査により140万円を減額しております。

次に、歳入でございますが、分担金は、名張市分担金9,802万1,000円、伊賀市分担金9,873万3,000円、合わせまして1億9,675万4,000円の減額でございます。廃棄物処理手数料は、不燃ごみ処理手数料で500万円の減額をいたしております。国庫支出金は、循環型社会形成交付金9,720万円を減額いたしております。組合債は、清掃施設整備事業債4億2,280万円を減額いたしております。

これらによりまして、補正後の歳入歳出総額はそれぞれ39億1,011万7,000円となっております。

また、新清掃工場整備事業におきましては、継続費の補正をいたしております。

以上が、今回計上させていただきました平成19年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算の概要でございます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、ご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（福田博行） これより質疑を行います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（福田博行） 質疑がないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(福田博行) 起立多数であります。よって議案第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(福田博行) 以上で、本組合議会定例会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

これをもって、平成20年2月伊賀南部環境衛生組合議会第155回定例会を閉会いたします。

午後4時8分閉会

~~~~~

議長は、この会議録をつくり、署名者とともに署名する。

議 長

議 員

議 員